

様式第五十四号（第六十八条関係）（昭53農令49・平5農水令12・平10農水令2・平12農水令5・一部改正、平15農水令68・旧様式第十一号繰下・一部改正、平17農水令78・令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

イ

（飼 料）（製 造）
（飼料添加物）（製 輸 入）
（飼料添加物）（販 売）

業 者 届

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住 所

氏 名

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項（第2項、第3項）の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地
- 4 製造、輸入又は販売に係る飼料又は飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造、輸入又は販売するものについては、その旨及びその名称）
- 5 飼料又は飼料添加物の製造、輸入又は販売の開始年月日
- 6 製造業者にあつては製造する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類、輸入業者にあつてはその輸入に係る飼料又は飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類
- 7 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する施設の概要

（日本産業規格A4）

□

(飼 料) (製 造)
(飼料添加物) (輸 入)
(販売) 業者届出事項変更届

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所

氏名

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項（第2項、第3項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日

（日本産業規格 A 4）

(飼 料) (製 造)
 (飼料添加物) (輸 入)
 (販 売) 業者事業廃止届

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所

氏名

さきに 年 月 日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関
 する法律第50条第1項(第2項、第3項)の規定により(飼 料)(製 造)
 (飼料添加物)(輸 入)
 (販 売)業者の届出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃止したので、同条
 第4項の規定により届け出ます。